

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年7月30日

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会7月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会7月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、佐々木一治議員、9番、佐々木雄一議員を指名します。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会7月会議の会議期間は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、報告第6号から日程第4、報告第7号まで、報告案件2件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、報告6号及び第7号の専決処分2件についての報告をさせていただきます。

はじめに、議案書1ページをお開きください。

報告第6号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告しようとするものでございます。

専決処分をした年月日、令和元年6月21日。

損害賠償及び和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、6万2,424円。

和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、令和元年5月22日、役場周辺草刈り作業を実施した際に、飛び石により駐車していた相手方所有の車両を破損させたものであります。

次に、議案書2ページをお開きください。

報告第7号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告しようとするものでございます。

専決処分をした年月日、令和元年7月7日。

損害賠償及び和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、24万8,726円。

和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、平成31年4月20日、相手方の運転する自家用車が平泉町平泉字大佐地内の認定外道路を走行中、下水道マンホールに接触し、車両下部を損傷したものであります。

以上のとおり、報告させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

6 番、高橋でございます。

報告第7号の事柄についてお伺いをするわけでございます。

町内にくまなく町道が走っているわけでありまして、そういう中において、今回と同種同様の路線と申しますか、道路事情と申しますか、環境と申しますか、そういうものの実態について町として調査をされて、この事故を受けてされてきたのかどうかということ、あるいは今後、この種事故を損害を発生させないための取り組みとしてどのように対応されていくのかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず最初に、今回の事故を受けての実態把握でございますけれども、今回、碎石道路ということで、同じように碎石道路の箇所マンホールの数というのは、ちょっと押さえてはおりませんが、町内全体で下水道と農業集落排水でマンホールの数は1,954個でございます。それぞれ台帳がございまして管理をしているわけでございますので、その事故後、点検を行いまして、見て歩きまして、同じような状況がないかどうかは確認をしたというところでございます。

あと、今後の対策ではございますけれども、個数は多いのではございますけれども、日々の点検を実施いたしまして、または行き届かないところは住民からの通報なども受けまして、今後このような事故が発生しないように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかありますか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

9 番、佐々木です。

報告第6号についてお伺いしたいのですが、当町においても草刈り、役場周辺やられておるわけでございますが、昨今の道路の草刈り等でも飛び石の関係でベニヤ板等をもう一方が持って草刈りしている状況等を見ているのですが、状況がよくわからないのですが、この役場周辺で駐車していた車に石が飛んだということですが、今後どのような対策をとられ、またふさわしいような訓練なり、取り扱い説明なり、そういう実施することがあるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

今回の案件につきましては、役場周辺と申しますか、役場の管理土地内の駐車場にとめてあったお客様の乗用車の窓ガラスを飛び石により破損したという案件でございます。いずれ、各道路管理者が実施する草刈りの際には、走行中の車両に危害を及ぼさないようにというようなことでベニヤ板等での防護をしているようでございますけれども、いずれ役場内の周辺駐車場について

はネットフェンス等もございますので、ネットフェンスから飛び出ていかないという保証はございませんけれども、ベニヤ板等での防護をしながらの周辺整備をする、環境整備をする予定はございません。

ただ、駐車場に駐車してある車両につきましては、いずれ何時ごろから草刈り作業を実施しますのでというふうなアナウンスだけはして実施しようかなというふうな形では考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

報告第7号でございますが、損害賠償24万8,726円になりますと、大金でございますが、中古も買える、あるいはバス停も撤去できるというような格好でございますが、この車両の下部の部分については、それぞれ車によって違いますが、乗用車でありますと、18センチから20センチぐらいのすき間があるということになります。車によって違いますが、道路上にそのぐらいのマンホールが出ていたということではございましたが、それらは確認しないで、管理もしないでというか、どういうふうになっていたのか。さらには、車にぶつかったというか、マンホールにぶつかった車、その確認はどういうふうにされたのか。その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず最初に、マンホールのふたが路面から出ている状態の確認ということにつきましてですけれども、こちらの道路、道路法の町道の認定外道路ということで、ふだんから車両が頻繁に通行するような場所ではございませんで、どちらかというところ耕作道とか、そういうふうな道路でしたので、通る人も少なかったもので、なかなかその確認が十分に行われていなかったということがございまして、それで事故が起きまして、そのときにあと確認しているというような状況でございました。

あともう一つが車両の確認でございますけれども、運転者のほうから通報を受けまして、早速現地にて、現地というか、壊れた車両がもう既に自動車会社に行っておりまして、そちらのほうで確認をいたしました。その状況は、ワンボックスカーだったのですけれども、マフラーが接触し、その破損したマフラーが下回りのカバーとかバンパーにまた接触して破損したという、損傷したというような状況でございました。そのような状況を確認して、その費用のほう、あとは賠償額を算定して和解となったということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

そういうことでございますから、要するに町内には道路、町道によらず、これは大佐地内ということで、認定外道路ということでございますが、この道路の状況については維持管理、これらは年間どういう状態で状況を判断し、その管理しているのか、それについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町道につきましては、一般的に町のほうで維持管理というような形にしておりますけれども、今回の場所は町道認定外道路ということで、主にどちらかという利用者の方々に管理していただくという路線が多くございます。しかしながら、この区間は下水道のマンホールもありますので、今後はこういう路線につきましては、当方で点検をいたしまして、状況を把握して対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかありませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第36号から日程第7議案第38号まで、事件案件2件、予算案件1件、以上合計3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、次に、事件案件2件、補正予算案件1件、計3件の説明をさせていただきます。

はじめに、議案書3ページをお開きください。

議案第36号、令和元年度北上川上流改修附帯町道祇園線小金沢橋架替工事の施行に係る契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

令和元年度北上川上流改修附帯町道祇園線小金沢橋架替工事の施行に係る契約の締結に関し、次のおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約名、北上川上流改修附帯町道祇園線小金沢橋架替工事。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字黄金沢地内。

契約金額、2億2,267万6,280円。

受託者、住所、宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号。氏名、河川管理者、東北地方整備局

長、佐藤克英でございます。

次に、議案書4ページをお開きください。

議案第37号、平泉町立平泉小学校空調設置工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉町立平泉小学校空調設置工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事名、平泉町立平泉小学校空調設置工事。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字倉町155番地。

契約金額、5,115万円。

請負者、住所、岩手県一関市三関字神田171番地1。氏名、株式会社永沢水道工業、代表取締役、永澤光宏でございます。

次に、議案書5ページをお開きください。

議案第38号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,667万8,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第36号から議案第38号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第36号、令和元年度北上川上流改修附帯町道祇園線小金沢橋架替工事の施行に係る契約の締結に関し議決を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書3ページをお開きください。

議案第36号、令和元年度北上川上流改修附帯町道祇園線小金沢橋架替工事の施行に係る契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料の議案第36号参考資料1ページ目をお開きください。

こちらは小金沢橋架替工事の場所を赤色で示したものでございます。現在の小金沢橋から上流に90メートルほどの位置になります。計画の橋長は18.7メートルで、幅員は祇園線と同様の11.0メートルでございます。小金沢橋のかけかえについては、町施行の町道祇園線道路改良と国施行の北上川上流改修一関遊水地事業による計画がありますことから、それぞれが費用を負担し、国が工事を発注、施工するものです。

昭和43年8月3日付、都市局長、河川局長、道路局長により発せられた河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担についての通達に費用負担の考え方が示されておりまして、その考え方に沿いまして負担額を算定しております。おおむね町が75%の負担、国が25%の負担となります。

今回の契約書に記載の契約金額は、架替工事総額の2億2,267万6,280円となりますが、町の負担額はそのうち1億6,795万8,675円となります。この架替工事につきましては、東北地方整備局で工事発注をいたしまして、令和2年3月の完成予定でございます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

議案第37号、平泉町立平泉小学校空調設置工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

議案書4ページをお開きください。

議案第37号、平泉町立平泉小学校空調設置工事請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

平泉小学校空調設置工事につきましては、平成30年度予算繰越事業により、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、空調設置工事を行うことにより、教育環境を整備し、児童の健康管理、授業の改善を図ることを目的に整備しようとするものです。

それでは、参考資料2ページをお開き願います。

凡例としまして、水色が室内機、緑色が室外機となります。

平泉小学校校舎1階の普通教室に6台及び特別支援教室に1台の天井つり型室内機及び室外機については、それぞれ1台ずつの設置となっております。

なお、室外機につきましては、2階用のもの8台の1階設置となりまして、2Fと表示しておるところです。

次に、3ページをお開きください。

校舎2階になります。普通教室6台、特別支援教室1台、理科教室1台、音楽教室1に1台、音楽教室2に2台の天井つり型室内機の設置となっており、室外機は3台の設置です。

機器の合計としまして、17教室に18台の室内機、室外機の設置となります。

契約内容につきましては、町長提案申し上げました議案書4ページに記載のとおりでございますが、工期につきましては、議決のあった日から令和2年2月28日までとなっております。

なお、本議案は地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により5,000万円以上ということで、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

今回の空調設備の入札に関しては、入札された永沢水道工業、会社名からすると、水道が主体業務だと思われるのですが、これの事業実績等は把握されているのか、また業務の丸投げというようなことがないのかどうか、心配なのですが、そこら辺はどのような調査をされたかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）



空調設置工事につきましては、機器の設備会社ということでございますが、環境工事を実施している施工会社が空調設備の設置を対応しているというところでございます。それで、今回の落札者、永沢水道工業につきましては、校舎等でも機械設備の施工した実績は持っているものでございまして、各空調設置等の実績はあるというふうに思っておりますし、入札メンバーにつきましては、そういった管渠の空調設備を担当している施工会社というところを指名して入札を実施したところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかございませんですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

議案第38号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第3号）について、担当課長の説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案第38号の補足説明をさせていただきます。

はじめに、今回の議会7月会議に補正予算を提案させていただきました主な理由につきまして説明をさせていただきます。

2款の総務費では、平泉高田前工業団地第2造成計画地区の面積増に伴い、関連する予算を計上する必要があること。

7款商工費では、ウォーキングトレイル事業が県の地域経営推進費事業として採択されたことに伴い、関連する予算を計上する必要があること。

8款土木費では、平泉スマートインターチェンジ整備事業に係る今年度の東日本高速道路株式会社分の負担額が確定したことに伴い、当初計上していた負担額を減額し、町道祇園線の整備予

算に組み替える必要があること。

10款教育費では、社会教育施設整備事業に関連し、駐車場用地として予定している土地の建物に係る補償物件調査算定業務委託料が必要であることから、今議会にそれぞれの事業予算を計上させていただき、速やかに事業執行をするため、提案させていただくものでございます。

それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額でございますので、項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金421万9,000円、これは社会資本整備総合交付金の増額でございます。

15款県支出金、2項県補助金666万6,000円、これは地域経営推進費の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金4,396万9,000円、これは財政調整基金からの繰入金の増額でございます。

21款町債、1項町債360万円の減、これは道路橋梁改良事業の減額でございます。

歳入合計補正額5,125万4,000円。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費3,657万3,000円、これには高田前工業団地造成工事費2,500万円の増額、高田前工業団地用地取得費880万4,000円増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費1,098万円、これはウオーキングトレイルガイド養成等委託料405万円の増額、ウオーキングトレイル案内看板設置工事費693万円の増額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費115万4,000円、これには町道祇園線の工事費8,494万8,000円の増額、小金沢橋工事負担金6,204万1,000円の減額、平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金2,290万7,000円の減額が含まれております。

10款教育費、5項社会教育費254万7,000円、これには補償物件調査算定業務委託料250万円の増額が含まれております。

歳出合計補正額5,125万4,000円。

次に、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、道路橋梁改良事業の変更前の限度額3億4,870万円を変更後の限度額3億4,510万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

社会教育費で補償物件調査算定業務委託料、補正で出てくるのですが、この買収予定地に建っているアパートのことかと思うのですが、ここに出てきたというのは、何か当初予定していないものが出てきて調査するという事なのか、事情をお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

社会教育施設に関する用地交渉は、まちづくり推進課のほうで行っておりましたが、用地交渉でございますので、相手ある話でございますが、アパートの件でございますが、物件の補償費出していただけないかという交渉の中で、町としては当初は更地での購入というのを全て考えておまして、当初として、大体用地費としては1億円程度を考えておったところでございます。ただ、その中で、このたび補償について、交渉の中で見てほしいという話出まして、当町として今この予算を計上したということになります。

最終的には、何千万円かの補償になろうかと思えます。そうすると、トータルとすれば1億円を超える可能性はあるわけですが、全体の用地の中で、今、何人かと交渉しておりますが、用地的には、今回全て購入という形で想定していたわけですが、それが一部リース物件、リースにしてほしいという交渉内容もありまして、最終的には、用地的に買い上げる分としては1億円でおさまるのではないかというふうに考えております。

ただ、まだ今現在もそのとおりでございますので、流動的なところはありますけれども、おおむね買い上げる分としては、そのような形になろうかというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

7ページの裏になりますが、商工費についてですが、観光振興費、工事請負費693万円、ウォーキングトレイル案内看板設置ということでございますが、この看板設置について至った要因についてお伺いしますし、何か所ぐらいなのでしょう、その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

7款4目15節の工事請負費のウォーキングトレイル案内看板の設置工事費の分でございますけれども、これは平泉ウォーキングトレイルのほうに2基、それから西行桜の森のウォーキングル

ートのところに2基、あわせて新設をしようとするものでございます。

形状といたしましては金属製のものです、表記の形態は日英、日本語、英語の表記ということで2言語対応で全体のルートがわかるような、そういう表示をしようということで計上をさせていただきました。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

進めてよろしいですか。

（「はい、よろしいです」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会7月会議に付議された議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和元年平泉町議会定例会7月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 一 治

同 佐々木 雄 一